落浦新 景の上 観五五 島島 石町 集崎	島長 町崎 県 南 松 浦 郡 新 上 五	長 崎 県 南 松 浦 郡 新 上 五 島 町 友住郷の全域 同　赤尾郷及び江ノ浜郷の一部 浜尾同 漁地 港区崎 の、浦 全崎 域浦 に港 （漁友住地 頭ヶ区）、島 地崎 区）、浦 江港 ノ赤 備考　委員会地域に関する実測図を長崎県教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	へ九 クセ タハ ールル
観り別 ・府 温の 泉湯 地け 景む	大 分 県 別 府 市	大 分 県 別 府 市 大字鉄輪及び鶴見の各一部 備考　委員会地域に関する実測図を大分県教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	へ約 クム タ五 ール七

○文部科学省告示第百五十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十四条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化的景観に同表中欄に掲げる地域を追加して選定するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年九月十九日

文部科学大臣　平野　博文

上欄		中欄			下欄
名称	関係告示	所在地	地域	面積	名称
の天草 漁市 村崎 景津 観	平成二十四年九月十九日文部科学省告示第百五十八号	熊本県天草市	備考　熊本県天草市河浦町及び今富の各一部に所在する重要文化的景観「天草市本地域に関する実測図」を縦覧に供する。	へ八 クム タ七 ール七	天草市 ・ 今富の崎 文化的景観

官庁報告

官庁事項

人事院公示第16号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成24年９月19日

人事院総裁　原　　恒雄

1　第２項第22号⑵中「第９号又は第10号イ」を「第９号イ又は第14号イ、ロ若しくはハ」に改め、同号⑶中「第３条第13号」を「第３条第12号」に改める。

2　この決定による改正は、平成24年９月19日から効力を発生する。

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１０１４９号

東京都江戸川区中葛西８丁目13―34　ハイム吉久ＮＯ２―207

債務者　高村　恵子

1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　楠　　純一

4　破産債権の届出期間　平成24年10月３日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月１日午前11時30分

6　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０１９５号

東京都江東区東砂３丁目７―15―201

債務者　高橋　静江

1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　石上麟太郎

4　破産債権の届出期間　平成24年10月３日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月１日午前11時30分

6　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２２７号

東京都中野区新井２丁目24―３―301

債務者　福嶋　浩嗣

1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　清水　知彦

4　破産債権の届出期間　平成24年10月３日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月１日午前10時

6　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２７６号

東京都新宿区赤城元町５―11―106、住民票上の住所沖縄県浦添市宮城３丁目４―11―202

債務者　松原布美子（旧姓中島）

1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　藤原圭一郎

4　破産債権の届出期間　平成24年10月３日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月１日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３３６号

東京都八王子市南大沢４丁目10―１―304

債務者　福岡　潤一

1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　高井　重憲

4　破産債権の届出期間　平成24年10月３日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月１日午前11時

6　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３４３号

東京都江戸川区東葛西７丁目16―３―103

債務者　徳永　貴和

1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中村　広樹

4　破産債権の届出期間　平成24年10月３日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月１日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０３８９号

東京都清瀬市野塩５丁目244―９　小山ハイツ２―102

債務者　蔵田和巳こと　藏田　和巳

1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中村　広樹

4　破産債権の届出期間　平成24年10月３日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月１日午前11時

6　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４０１号

東京都足立区西綾瀬２丁目21―２―201

債務者　青木　房子

1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　江木　大輔

4　破産債権の届出期間　平成24年10月３日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月１日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
東京地方裁判所民事第20部